

議案第 87 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき下記施設の管理を指定管理者に行わせるため、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 29 日 提 出

志摩市長 橋 爪 政 吉

記

1. 管理を行わせる施設の名称及び所在地	安乗岬園地休憩舎 三重県志摩市阿児町安乗 7 9 4 番地 1
2. 指定管理者となる団体の名称及び所在地	株式会社 上田商店 代表取締役 上田 圭佑 三重県志摩市阿児町安乗 1 0 7 6 番地 2
3. 指定の期間	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで